

実際の判決書（決定書）	ウェブサイト	頁	行
一一〇条一項一七号は、	一一条一項一七号は、	1	5
国公法一一〇条一項一七号につき	国公法一一條一項一七号につき	3	23
判事第二に掲げる行為は、	判事第二に掲 <u>ける</u> 行為は、	5	22
国公法一一〇条一項一七号にいう	国公法一一條一項一七号にいう	6	16
断定すべきではない	断定すべ <u>へ</u> きではない	7	12
(れ) 第三四〇号、	(れ) 三四〇号、	8	1
囲 <u>繞</u> 地である	囲 <u>縫</u> 地である	8	5
一一〇条 <u>一</u> 項一七号	一一〇条 <u>一</u> 項一七号	8	24
当 <u>た</u> らない。	当 <u>ら</u> ない。	9	7
規定す <u>る</u> 最高裁判所の判例	規定する最高裁判所の判例	9	20
法意に <u>照</u> らしても、	法意 <u>こ</u> 照らしても、	12	19
勤 <u>働</u> 者ないし	勤 <u>働</u> 者ないし	15	11
もとより当然というべき	もとより <u>も</u> 当然というべき	15	17
勤 <u>働</u> 者であつても	勤 <u>働</u> 者であつても	15	18
争議行為 <u>に</u>	争議行為 <u>て</u>	15	19
勤 <u>働</u> 者自身であれば	勤 <u>働</u> 者自身であれば	16	6
勤 <u>働</u> 者に対して	勤 <u>働</u> 者に対して	31	2
勤 <u>働</u> 者に対して	勤 <u>働</u> 者に対して	31	3